

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
生活安定対策資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会社会福祉安定資金貸付規程及び細則に基づいて低所得者世帯等に対し必要な資金を貸し付けることにより、その経済的な自立と生活意欲の助長促進を図り、以って安定した生活を営ましめることを目的とする。

(資金の種類)

第2条 生活安定対策資金（以下「資金」という。）の種類は、更生援護資金・療養資金・老人医療資金の3種類とする。

(貸付対象者)

第3条 この資金の貸付けを受けようとする世帯は、低所得世帯であって、当該生活資金の貸付けにより、安定した生活を営むことができると認められる世帯とする。

(貸付条件等)

第4条 この資金の貸付けの対象となる経費及び貸付条件（貸付限度額・貸付利率・貸付期間及び保証人）は、別表に掲げるとおりとする。

2 据置期間の計算は、貸付けの日からとし、据置期間中は無利子とする。

3 貸付金の償還は、年賦償還・半年賦償還又は月賦償還とし、元利均等・利子均等償還の方法によることを原則とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、いつでも繰上償還することができる。

(貸付金の一時償還)

第5条 社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、貸付金の全部又は一部につきいつでも一時償還を請求することができる。

(1) 貸付金を貸付け以外の目的に使用したとき

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき

(延滞利子)

第6条 会長は、借受者が貸付金を定められた償還期限までに支払わなかった場合は、延滞元金につき10.75パーセントの割合をもって、当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。ただし、当該償還期限までに支払わなかったことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

2 会長は、前号により計算した延滞利子が、これを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(償還金の支払猶予)

第7条 会長は、借受者が災害その他特別の事由により、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難となった場合には借受者の申請に基づき1年以内の範囲で必要と認める期間、償還金の支払を猶予することができる。なお、この場合において猶予された期間に係る貸付金の利子は、徴収しないものとする。

(償還金の支払免除)

第8条 会長は、借受者の死亡その他やむを得ない事情により、貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、県社協会長の承認を経た上、当該貸付金の償還未済額の全部、又は一部の支払いを免除することができる。

(保証人)

第9条 更生援護資金の貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、原則として保証人1名以上を立てなければならない。

2 保証人は、借受者と連帯して債務を負担するものとする。

3 保証人は、原則として市内に居住している者とする。

4 借受者又は借入申込者は、他の借受者又は借入申込者の保証人となることはできない。

(民生委員の役割)

第10条 民生委員は、資金の貸付対象となる低所得世帯に対し、貸付の斡旋等を行うと共に、市社協の貸付及び償還業務に協力し、借入申込者及び借受者に対して、必要な援助指導を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、貸付手続・運営に関する必要な事項その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。

2 この要綱の施行の前日までに、社会福祉法人徳山市社会福祉協議会生活安定対策金貸付要綱、社会福祉法人新南陽市社会福祉協議会生活安定対策資金貸付規程、社会福祉法人熊毛町社会福祉協議会生活安定対策資金貸付規程、社会福祉法人鹿野町社会福祉協議会社会福祉安定資金貸付規程の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

別表

資金種類	貸付対象経費	貸付条件			
		貸付 限度額	貸付利率	貸付期間 (うち据置)	保証人
更生援護資金	○就職支度金 ○企業倒産、傷病、災害を受けた場合等の生活費 ○結婚、出産、葬祭等の臨時的な経費 ○入学支度金 ○付添看護料、差額ベッド料、健康保険適用外医療費 ○その他世帯の自立更生のため必要な経費	200千円	3.0%	6.5年以内 (6月以内)	1人以上
療養資金	○医療費自己負担分	50千円	無利子	1年以内	
老人医療資金	○老人保険法による医療費自己負担分	20千円	無利子	1年以内	